



2016年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 個人
資産相談業務

実施日◆2016年5月22日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○6月29日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

X社に勤務するAさん（50歳）は、妻Bさん（51歳）および長女Cさん（19歳）との3人暮らしである。Aさんは、50歳になったことを機に自分と家族の将来について具体的に考えるようになった。Aさんは、60歳でX社を定年退職する予定であり、退職した後の老後の資金を準備する方法について知りたいと思っている。また、長女Cさんが今年20歳になり、国民年金への加入義務が生じることになるため、Aさんは、国民年金についても知りたいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよびその家族に関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよびその家族に関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和40年11月23日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和60年11月	昭和63年4月	平成28年5月	平成37年11月
国民年金 任意未加入期間 29月	厚生年金保険 被保険者期間 337月	厚生年金保険 被保険者期間 114月（加入見込み）	
20歳	22歳	50歳	60歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和40年3月31日

高校卒業後から25歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入。結婚後は第3号被保険者として国民年金に加入している。

(3) 長女Cさん（大学生）

生年月日：平成8年7月8日

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさん、妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、長女Cさんの国民年金への加入について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「長女Cさんは、原則として、20歳に達した日から国民年金に()として加入することになり、国民年金の保険料の納付が義務づけられます。ただし、大学生である長女Cさんについては、()の所得が一定以下の場合には、学生納付特例制度を利用することにより、在学中の国民年金の保険料の納付が猶予されます。この制度を利用して納付が猶予された保険料は、所定の手続により、()前まで遡って追納することができますが、保険料を追納しなかった場合、納付が猶予された期間は、老齢基礎年金の年金額の計算の対象となる月数には算入されません」

- | | | | |
|----|---------|---------------|-----|
| 1) | 第1号被保険者 | Aさん(世帯主) | 5年 |
| 2) | 第3号被保険者 | Aさん(世帯主) | 10年 |
| 3) | 第1号被保険者 | 長女Cさん(被保険者本人) | 10年 |

《問2》 Mさんは、Aさんが60歳でX社を定年退職し、その後再就職等をしない場合におけるAさんの将来の公的年金の給付等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんには特別支給の老齢厚生年金は支給されず、老齢基礎年金および老齢厚生年金の支給開始年齢は、原則として65歳となります」
- 2) 「Aさんが60歳到達日以降に老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰上げ支給の請求をした場合、老齢基礎年金の年金額は繰上げ1カ月当たり0.5%減額され、老齢厚生年金の年金額は繰上げ1カ月当たり0.7%減額されます」
- 3) 「Aさんには国民年金の任意未加入期間がありますが、定年退職後から65歳になるまでの間、その任意未加入期間に相当する月数について、国民年金に任意加入して保険料を納付した場合、老齢基礎年金の年金額を増額させることができます」

《問3》 Aさんが、60歳になるまでの10年間にわたって、年利1%で複利運用しながら毎年200万円を積み立てたうえで、この積立による10年後の元利合計金額を、60歳から5年間にわたって、年利1%で複利運用しながら毎年均等に取り崩して受け取る場合における毎年の受取金額は、次のうちどれか。なお、計算にあたっては下記の係数を用いることとし、答は万円未満を四捨五入して万円単位とする。また、税金や手数料等は考慮しないものとする。

資料 利率（年率）1%の諸係数早見表

期間	終価係数	年金終価係数	資本回収係数
5年	1.0510	5.1010	0.2060
10年	1.1046	10.4622	0.1056

- 1) 410万円
- 2) 431万円
- 3) 455万円

(メモ余白)

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（40歳）は、これまで国内債券を中心に資産を運用してきたが、今後は外貨建て資産による運用も始めてみたいと思っている。Aさんは、外貨建てMMF（豪ドル建て）および下記の米ドル建て定期預金を運用対象として検討しており、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが預入を検討している米ドル建て定期預金に関する資料は、以下のとおりである。

Aさんが預入を検討している米ドル建て定期預金に関する資料

- ・預入金額 : 10,000米ドル
- ・預入期間 : 1年満期
- ・利率（年率） : 0.3%（満期時一括支払）
- ・預入時における適用為替レート（円/米ドル）

TTS	TTM	TTB
117円	116円	115円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、外貨建てMMFについて説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「外貨建てMMFは、高い信用格付が付された()の証券を中心に外貨建て資産で運用する公社債投資信託です。外貨建てMMFは、外国証券取引口座を開設することにより購入することができ、購入する際には購入時手数料が()。また、外貨建てMMFを購入した場合、その運用実績に応じて毎ファンド営業日に分配が行われ、その分配金は()として所得税や住民税等の課税対象となります」

- 1) 短期 かかります 配当所得
- 2) 短期 かかりません 利子所得
- 3) 長期 かかりません 配当所得

《問5》 Mさんは、国内の銀行で取り扱う外貨預金について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、為替予約は付けられていないものとする。

- 1) 「外貨預金は、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度による保護の対象となります」
- 2) 「外貨預金に係る利子所得が年間20万円を超えた場合、その利子所得について確定申告を行わなければなりません」
- 3) 「外貨定期預金の満期時に為替差益を得た場合、その為替差益は雑所得として総合課税の対象となります」

《問6》 Aさんが、《設例》の条件で、為替予約を付けずに円貨を外貨に交換して10,000米ドルを外貨預金に預け入れ、満期時に円貨で受け取った場合における元利金の合計額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、満期時における適用為替レートは下記の 資料 のとおりとし、税金は考慮しないものとする。

資料 満期時における適用為替レート(円/米ドル)

TTS	TTM	TTB
120円	119円	118円

- 1) 1,183,540円
- 2) 1,193,570円
- 3) 1,203,600円

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（42歳）は、妻Bさん（40歳）、長女Cさん（17歳）および長男Dさん（14歳）との4人家族である。Aさんは平成27年9月に住宅ローンを利用して新築の戸建住宅（認定長期優良住宅および認定低炭素住宅ではない）を購入し、同月中に入居した。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん : 会社員
- ・ 妻Bさん : 専業主婦。平成27年中にパートタイマーとして給与収入80万円を得ている。
- ・ 長女Cさん : 高校生。平成27年中に収入はない。
- ・ 長男Dさん : 中学生。平成27年中に収入はない。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料

- ・ 給与収入の金額 : 800万円
- ・ 上場株式の譲渡所得の金額 : 100万円

Aさんが購入した住宅に関する資料

住宅の建物および敷地を平成27年9月に一括で取得し、同月中に入居し、その全部を住宅としている。

住宅（建物）の取得価額.....1,944万円（消費税額等8%込）

土地（住宅の敷地）の取得価額...1,200万円

資金調達：自己資金.....1,144万円

銀行借入金.....2,000万円（20年の割賦償還、平成27年の年末残高は1,980万円）

住宅（建物）の床面積.....110m²

土地（住宅の敷地）の面積.....100m²

妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

Aさんが平成27年分の所得税の確定申告により、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、住宅借入金等特別控除の控除期間は、最長で()である。また、各年分の住宅借入金等特別控除の控除限度額は、住宅借入金の年末残高に()の控除率を乗じて算出される。なお、Aさんの合計所得金額が()を超えた年分については、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができない。

- 1) 20年間 1.0% 2,000万円
- 2) 20年間 1.5% 3,000万円
- 3) 10年間 1.0% 3,000万円

《問8》 Aさんの平成27年分の所得税の所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんは控除対象配偶者に該当するため、Aさんは、配偶者控除(控除額38万円)の適用を受けることができる。
- 2) 長女Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長女Cさんについて扶養控除(控除額63万円)の適用を受けることができる。
- 3) 長男Dさんは一般の控除対象扶養親族に該当するため、Aさんは、長男Dさんについて扶養控除(控除額38万円)の適用を受けることができる。

《問9》 Aさんの平成27年分の総所得金額として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 600万円
- 2) 650万円
- 3) 700万円

資料 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
~	180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

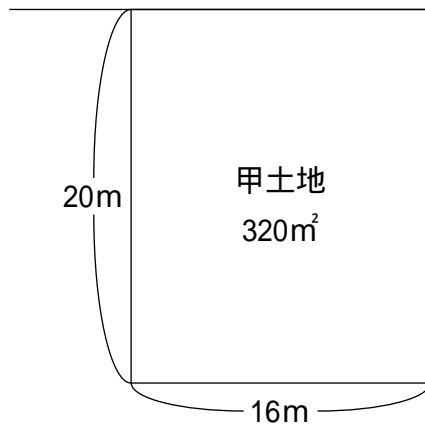
《設 例》

会社従業員のAさん（64歳）は、Bさんから甲土地を購入して、その土地の上に賃貸アパート（居住用）を建築し、賃貸アパートの経営を始めたいと考えている。

AさんがBさんから購入を予定している甲土地の概要は、以下のとおりである。

甲土地の概要

幅員 6 m（公道）



用途地域 : 第一種住居地域

指定建ぺい率 : 60%

指定容積率 : 200%

前面道路幅員による容積率の制限

: 前面道路幅員 $\times \frac{4}{10}$

防火規制 : なし

指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産登記に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

土地の購入にあたっては、法務局で交付される（ ）の記載内容を確認することにより、土地の権利関係等を調べることができる。不動産の登記記録は、「表題部」と「権利部」により構成されており、権利関係については、「権利部」の甲区には（ ）に関する登記事項、乙区には賃借権などの（ ）以外の権利に関する登記事項が記録されている。なお、（ ）の交付請求は（ ）行うことができるが、その記載内容に公信力はないため、現地調査等の他の手段でも不動産の状況を確認することが重要である。

- | | | | |
|----|-----------|-----|---------------|
| 1) | 登記識別情報通知書 | 所有権 | 所有者から許可を得た者のみ |
| 2) | 登記事項証明書 | 所有権 | 誰でも |
| 3) | 登記事項証明書 | 抵当権 | 所有者から許可を得た者のみ |

《問11》 Aさんが甲土地を購入して、賃貸アパートを建築し、経営する場合の税金の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんが建築する賃貸アパートを住宅として貸し付けた場合、原則として、その貸付けによる家賃に対して消費税が課される。
- 2) 賃貸アパートの経営による不動産所得の金額の計算上損失が生じ、他の各種所得の金額と損益通算を行う場合、その損失の金額のうち、甲土地を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額は、損益通算の対象とならない。
- 3) Aさんが建築する賃貸アパートが不動産取得税の課税標準の特例の要件を満たす場合、賃貸アパートの独立的に区画された1室ごとの価格（固定資産税評価額）から所定の金額を控除した額を不動産取得税の課税標準とすることができる。

《問12》 Aさんが甲土地に耐火建築物である賃貸アパートを建築する場合の最大延べ面積は、次のうちどれか。

- 1) $320\text{m}^2 \times 60\% = 192\text{m}^2$
- 2) $320\text{m}^2 \times 200\% = 640\text{m}^2$
- 3) $320\text{m}^2 \times 240\% = 768\text{m}^2$

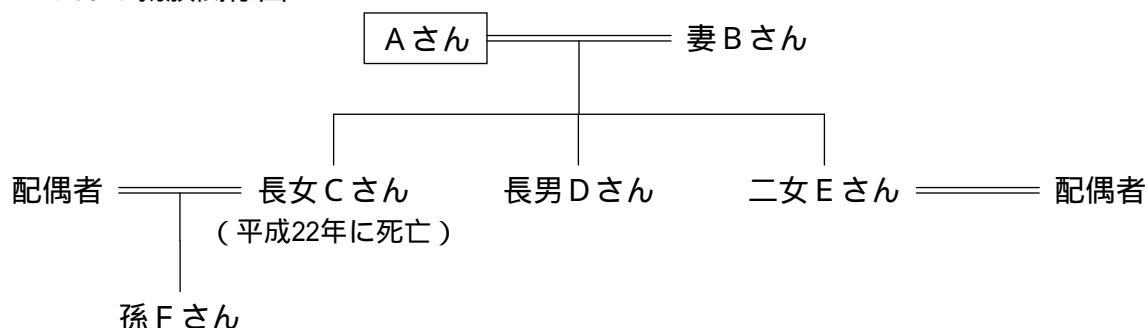
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（75歳）は、先日友人が急逝したことを機に、自身の相続について考えるようになった。Aさんには妻Bさん（72歳）との間に長女Cさん、長男Dさん（48歳）および二女Eさん（42歳）の3人の子がいるが、長女Cさんは平成22年に死亡し、長男Dさんおよび二女Eさんはそれぞれ独立している。Aさんは、自身の相続が開始した際には家族に財産を円満に承継してもらいたいと考えており、遺言書の作成を検討している。また、Aさんは、所有している甲賃貸アパートおよび加入している下記の生命保険契約について、相続時の取扱いを知りたいと考えている。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産の状況（相続税評価額）

- ・預貯金 : 2,500万円
- ・有価証券 : 4,000万円
- ・自宅の敷地 : 9,000万円
- ・自宅の家屋 : 1,100万円
- ・甲賃貸アパートの敷地 : 8,000万円
- ・甲賃貸アパートの家屋 : 1,500万円

Aさんが加入している生命保険契約に関する資料

保険の種類 : 終身保険
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
死亡保険金額 : 3,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 民法上の遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 自筆証書遺言は、遺言者が、その遺言の全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成するものであり、パソコンで作成した場合、その遺言書は無効となる。
- 2) 公正証書遺言は、遺言者が、公証役場において遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がそれを筆記して作成する遺言であり、作成にあたっては証人の立会いは不要である。
- 3) 公正証書遺言は、相続開始後に家庭裁判所における検認は不要であるが、自筆証書遺言は、相続開始後に家庭裁判所における検認が必要である。

《問14》 Aさんの相続が現時点（平成28年5月22日）で開始した場合の相続税に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

-) Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円 + () × 法定相続人の数」の算式により算出される。
-) 妻BさんがAさんの相続により財産を取得した場合、妻Bさんが設例の生命保険から受け取る死亡保険金のうち、「() × 法定相続人の数」の算式により算出された金額が、相続税の非課税財産となる。
-) Aさんが所有している甲賃貸アパートの敷地は、Aさんの相続税の課税価格の計算において貸家建付地として評価され、その相続税評価額は「自用地としての評価額 - 自用地としての評価額 × ()」の算式により算出される。

- 1) 600万円 300万円 借地権割合 × 賃貸割合
- 2) 1,000万円 500万円 借地権割合 × 賃貸割合
- 3) 600万円 500万円 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点（平成28年5月22日）で開始し、Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が1億5,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 2,525万円
- 2) 2,650万円
- 3) 4,300万円

資料 相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	～ 1,000	10%	-
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円

(メモ余白)

(メモ余白)